

日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程

第1条 連合会会則第66条による役員手当及び退職慰労金は、本規程による。ただし、専務理事及び常務理事については、別に定めるところによる。

第2条 役員手当、退職慰労金は、別表第1、同第1-2又は同第2による。

第3条 役員手当は、月額手当及び日額手当とし、月額手当は毎月25日に支給する。ただし、月額手当の支給日が休日又は祝祭日に当たる場合は、その前日に支給する。

附 則

この規程は、昭和46年9月14日より施行する。

附 則

この規程は、昭和49年7月1日より施行する。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程の変更は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和58年6月12日までは、本規程にかかわらず従前の規程により支給する。

附 則

この規程の変更は、昭和62年9月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成元年7月1日から施行する。

附 則 (第1条)

(施行期日)

この規程は、平成11年6月26日(定時総会終了の日)から施行する。

附 則 (第1条)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (第2条別表第1-2)

この規程は、平成18年4月26日から施行する。

附 則（第2条別表第1、同第1-2及び同第2）

（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成24年6月30日までは、本規程にかかわらず従前の規程により支給する。

附 則（別表第1-2）

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

別表第1

（月額手当）

役 職 名	月 額	摘 要
会 長	300,000 円	
副 会 長	150,000 円	
常任理事	100,000 円	
次 長	55,000 円	
理 事	50,000 円	
監 事	35,000 円	

別表第1-2

（日額手当）

役 職 名	適 用 範 囲	該 当 金 額
連合会旅費規程第1条及び第8条による役員等	旅費規程第3条により計算し同第7条の別表以外に右の項目に該当する場合（電子会議を含む。）は、その金額を支給する。	日額手当 2日 15,000 円 1日 12,000 円 半日 6,000 円 ただし、 (1)前泊、後泊がある場合それぞれ2,000円追加。 (2)事務所から片道3時間以上を要する場合6,000円を追加。

別表第2

（退職慰労金）

役 職 名	1 期（2 年）	摘 要
会 長	300,000 円	左記1期に満たないときは1期とする。
副 会 長	150,000 円	
常任理事	100,000 円	
次 長	55,000 円	
理 事	50,000 円	
監 事	35,000 円	